

2012年9月5日

消費者庁消費者制度課御中

全国消費者団体連絡会
〒102-0085
東京都千代田区六番町15
プラザエフ6階
電話03-5216-6024
FAX03-5216-6036
Webmaster@shodanren.gr.jp

「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」についての意見

標記の件について、以下のとおり、意見を述べます。

1. 「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」の一日も早い創設を求めます。

①【意見の対象】

制度全体について
第4. その他

②【意見の内容】

この度、「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」（以下「制度案」）が示されたことを支持し、一日も早く制度が創設されることを強く求めます。

③【意見の理由】

全国消団連では、「集団的消費者被害救済制度」の一日も早い創設を求め、取り組みを進めてきました。消費者の権利である「消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること」の実現を目指し、消費者庁における3回の意見募集にも、制度の早期創設を求めて意見提出を行ないました。

今回の「制度案」では、まだ検討が必要とする部分も見られますが、昨年12月の意見募集で提出した全国消団連の意見も一部反映されており、より具体化された案として示されたことを支持し、心から歓迎するものです。

様々な消費者被害が発生している現在、消費者は簡易な手続きで被害回復が行える「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」の創設を待ち望んでいます。早急に検討をすすめ、次期国会に上程、早期創設されることを、強く求めます。

2. この訴訟制度が施行される以前の消費者被害事案について制度の適用を認めるのは、現行法における消費者の請求権から考えても当然のことだと考えます。

①【意見の対象】

制度全体について
第4. その他

②【意見の内容】

この訴訟制度が施行される以前の消費者被害事案について、制度の適用を認めない方がよいといった意見があるようですが、現行法上からも消費者の請求権が認められているのは当然のことであり、本訴訟制度の適用を行なうべきです。

この訴訟制度が施行される以前の消費者被害事案については、法律不遡及の原則によらず、本法の附則として、民事上の時効消滅したもの以外については、本法の適用を認めるよう規定することを求めます。

③【意見の理由】

法施行前に発生した事案を適用することは、法律不遡及の原則に反するとか、法的安定性を害するといった理由で否定されるむきもあるようですが、不遡及が原則的に否定されるのは刑事法分野であり、民事法分野においては、法令適用の必要性に鑑み、肯定されるべきです。現に公務員の給与関係法令等では認められています。遡及的適用により被害回

復訴訟が増え、企業への悪評が立ち、その風評が経営に影響を及ぼすのではないかといった懸念から、本制度施行以前の消費者被害事案については制度の適用を認めるべきでない、という意見があるようですが、そのような考え方は大規模かつ広範で深刻でありながら、個々の消費者が訴訟提起しにくいことを改善して、消費者被害を的確に救済するという、本法の立法趣旨に反するものです。

現行法からみても、債権の消滅していない場合は当然、消費者には請求権が認められるものであり、本制度を遡及的に適用することにより、より消費者の権利を保護しやすくなることは明らかです。施行日前の事案について本制度を適用することは当然のことと考えます。

本制度により、事業者自身が消費者に対して被害回復のための対応を迅速かつ十分に行なうことこそ重要であり、訴訟回避のための事業者の自助努力を一層促進するものとなると考えます。

3. 確定判決の効力や和解の効力がより多くの被害者に及ぶよう、特定適格消費者団体間および、および、消費者相談窓口となっている自治体や各地の弁護士会、民間、NPO等の消費者団体との情報交換や連携をすすめることが重要です。国としての情報交換や連携を促進するための協力や支援を検討すべきです。

①【意見の対象】

第2 被害回復裁判手続

1 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例

(7) 確定判決の効力が及ぶ者の範囲

(8) 共通義務確認訴訟における和解

②【意見の内容】

一段階目の訴訟の判決や和解の効力がより多くの被害者に及ぶようにするためには、特定適格消費者団体および、消費者相談窓口となっている自治体や各地の弁護士会、民間、NPO等の消費者団体等との情報交換や連携が重要です。そのために団体間の連携が促進されるよう、国としての協力や支援を検討すべきです。

③【理由】

一段階目の訴訟の和解の効力がより多くの被害者に及ぶようにするためには、特定適格消費者団体および、消費者相談窓口となっている自治体や各地の弁護士会、民間、NPO等の消費者団体等で、消費者被害事案についての情報交換や連携が重要です。そして被害が全国に及ぶような大規模事案であれば、尚更、全国の特定適格消費者団体および、消費者相談窓口となっている自治体や各地の弁護士会、民間、NPO等の消費者団体等が協力、連携して、全国各地の被害者への呼掛けや情報提供を行なう必要があります。

そのために国として、特定消費者団体間の連携を強化するための協力や支援するとともに、その他の団体等との連携が必要です。

4. 第二段階目の消費者への公告に関する費用は、被告である事業者が負担すべきです。

①【意見の対象】

第2 被害回復裁判手続

2 対象債権の確定手続（簡易確定手続及び異議後の訴訟）

(1) 簡易確定手続の開始 ②

第3 特定適格消費者団体

1 特定適格消費者団体の認定等

(2) 特定認定の要件 ⑤

②【意見の内容】

第2段階目の被害者への通知・公告は、本来、被告である事業者の責任において行なうべきものであり、その際の費用は被告である事業者が負担すべきです。

③【理由】

被害者が多数になればそれだけ費用も増大し、特定適格消費者団体が費用を準備できず、そのことで訴訟を起こすことをためらうような事態に陥ることも想定されます。特定適格消費者団体が支弁した場合には、事後に費用を求償できるよう規定することを求めます。

5. 特定適格消費者団体が、仮押さえをできるように必要な支援策を検討すべきです。

①【意見の対象】

第2 被害回復裁判手続

2 対象債権の確定手続（簡易確定手続及び異議後の訴訟）

（2）簡易確定手続の開始 ②

②【意見の内容】

特定適格消費者団体が対象債権の実現を保全するための仮差押えの手続をする際の担保金等、高額な業務費用等に対しては、国からの一時的な資金貸与制度など、公的な訴訟扶助制度の創設を求めます。

③【理由】

特定適格消費者団体の認定を受ける際には、「執行するに足る経理的基礎を有すること」とされています。適格消費者団体は、会員等の会費や寄付等で運営されている団体がほとんどです。「差し止め請求」という公益的な業務を担う団体が継続的に活動できるよう、全国消団連は、公的な財政支援を求めてきました。

今回の法案では、第一段階での仮差押え等が新たに盛り込まれました。このことは被害救済の実効性を確保するため大いに歓迎するところですが、その一方で、命令の申立てにあたっては、差押えたい金額の1~2割の担保提供が必要になります。

現状の財政規模から勘案した場合、特定適格消費者団体がこの担保金を準備することは大変難しいのではないかと考えます。また、通知・公告費用を特定適格消費者団体が負担することになった場合にも、その負担の大きさに、団体としての存続に影響を与える場合があると考えます。従って、例えば仮差押えの担保金に対する無利子一時貸与などの国による財政支援制度を設けるべきです。

6. 消費者庁、国民生活センターや地方公共団体は、消費生活相談情報、特にP I O - N E T情報を、積極的且つ迅速に特定適格消費者団体に提供すべきです。

①【意見の対象】

4 その他

（3）特定適格消費者団体への協力等

②【意見の内容】

消費生活相談情報、特にP I O - N E T情報は、消費者被害の拡大の端緒をつかむなど、被害回復業務にとって重要な情報です。そこで消費者庁、国民生活センターや地方公共団体は、特定適格消費者団体に対し、積極的且つ迅速にP I O - N E T情報を提供すべき責務を規定すべきです。

③【理由】

消費者被害の拡大の端緒をいかに早くつかむかが、被害拡大防止はもちろんのこと、被害回復のためにも必要な情報です。消費生活相談情報、特にP I O - N E Tによる情報は、各地の消費者被害情報が即時的に集約されています。また、今回の「制度案」では、特定適格消費者団体の責務に「秘密保持義務」も規定されています。

したがって、消費者庁、独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、特定適格

消費者団体が速やかに行動を起せるよう、消費生活相談情報、特にP I O－N E T情報を特定適格消費者団体に、積極的に提供すべきです。

その際、発生した事実だけでなく、とられた対応など詳細な情報が提供されるべきです。

7. この制度が活用されるためには、消費者に向けた広報を丁寧に行なうことが重要です。そして、広報を行なう際には、実際にどのような被害を回復できるのか、具体的な事例を掲載し、手続きの流れから、消費者が被害回復に至るまでのイメージがつかめるように、図表などを盛り込んだわかりやすい資料を作成し、パンフレット、リーフレットにまとめ、ホームページなどを使って、周知をはかることを求めます。